平成２２年（フ）第４４号
静岡県富士市久沢145番地の２
破産者　岳南第二製紙協同組合
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３２５号
静岡県富士市伝法100番地の28、住民票上の住所静岡県富士市久沢698番地の１
破産者　亡日吉惠幸相続財産
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３７９号
静岡県浜松市西区湖東町1487番地の12
破産者　有限会社髙坂
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
香川県高松市番町３丁目14番９号
破産者　株式会社成実屋
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４５号
沖縄県那覇市松山１丁目17番44号八重洲第３ビル１Ｆ
破産者　有限会社アップライト
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３７５７号
札幌市東区北25条東13丁目１番５―203号
破産者　田中　健一
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３号
釧路市鶴ケ岱３丁目７番13号
破産者　野崎　幸吉
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１７号
青森県上北郡東北町大字大浦字井尻98番地
破産者　新山　尚弘
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
仙台市青葉区北根１丁目16番10―107号
破産者　吉本　悠哉
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
宮城県名取市手倉田字諏訪321番地の５
破産者　嶺岸　　賢
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
茨城県つくば市自由ケ丘977番地107、前住所千葉県白井市堀込２丁目４番13棟506号
破産者　斎藤　周二
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４号
埼玉県さいたま市浦和区木崎１丁目１番36―103号、破産開始決定時の住所埼玉県狭山市鵜ノ木16番20号　２―703
破産者　横川　重雄
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５５号
埼玉県さいたま市浦和区木崎１丁目１番36―103号、破産開始決定時の住所埼玉県狭山市鵜ノ木16番20号　２―703
破産者　横川　昭子
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５０号
埼玉県川越市大字木野目1345番地２
破産者　椿内　光弘
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８０号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野416番地３
破産者　伊藤美智子
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８９号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番７―505号
破産者　長谷川州男
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９０号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番７―505号
破産者　長谷川由紀枝
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９３号
埼玉県所沢市北所沢町2269番地の14プリマコーポ北所沢101、旧住所埼玉県所沢市松葉町２番19号テカリビル
破産者　引地　一紀
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸828番地高松コーポラスＣ―307号、前住所埼玉県比企郡鳩山町大字今宿518番地18
破産者　山崎　淳一
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部